



## 平戸市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和7年5月28日

平戸市監査委員 大浦 雄二  
平戸市監査委員 首藤 肇彦



### 第1 監査の対象及び監査の期間

文化観光商工部文化交流課	令和7年1月15日～17日
文化観光商工部商工物産課	令和7年1月29日～31日
福祉部こども未来課	令和7年2月5日～7日

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

#### 2 監査の対象とした事項

主に令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### 1 収入に関する事項

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### 2 支出に関する事項

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

### 5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

## 第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

＜参考＞監査等の結果の区分と基準

区分	基準
勧告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項では正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## ■文化交流課

### 【指摘事項】

#### 1. 例規の整備について

平戸市文化団体活動補助金交付要綱において、第1条中、補助金名称が「平戸市文化振興事業補助金」となっているが、平戸市文化振興事業補助金は、同名称で違う目的のために交付する補助金として「平戸市文化振興事業補助金交付要綱」が制定されているため、例規の改正が必要である。

#### 2. 平戸市美術展覧会について

令和5年度に市美術展覧会における監視員として、11月3～26日に雇用した会計年度任用職員（時給）の報酬が、令和6年4月10日に支給されていた。支給については、平戸市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則第20条の規定により翌月の10日に支給することになっている。また、そのほかの報酬や筆耕料においても支払いの遅延が見られたので、適正な事務執行に努められたい。

### 【指導事項】

#### 1. 簿冊保存年限について

簿冊の保存年限については、平戸市文書管理規程第33条第1項第1号から第5号の5種とされ同規則34条で文書保存年限の基準が別表に定められている。安満岳園地便益施設整備工事竣工図については、第3種5年「5工事に関する書類（会計検査を終えた時点で保存を要しないもの）」として保存されていたが、竣工図にあっては、第1種永年「16工事関係書類で特に重要なものの（設計書等）」に該当するものと思われる。また、竣工図がない場合においても、維持管理上必要と思われる最終変更図等を保存するなど適正な文書管理に努められたい。

### 【意見】

#### 1. 旅行命令について

友好交流協定にかかる台湾訪問（東アジア友好交流事業）、ノールトワイク市姉妹都市交流にかかるオランダ訪問など民間事業所職員や市内高校教職員の旅行命令が起票されていた。旅行命令について、市職員に該当しないため命令権がないと思われる所以、旅行命令の必要性について検討されたい。

## ■商工物産課

### 【指摘事項】

#### 1. 予定価格調書について

予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第9条及び第25条の規定により予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例が複数見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

### 【指導事項】

#### 1. 平戸市電気・燃油価格高騰対策支援事業補助金について

令和5年度の補助金交付申請書に添付すべき書類として、交付要綱第5条第1項第3号に「補助対象経費の領収書、支払証明書又はクレジット等の引き落としが分かる書類の写し」を求めていたが、総勘定元帳が添付されているものがあった。総勘定元帳は、企業等が勘定科目ごとに分類して記録する帳簿であるため、原本証明された総勘定元帳が必要であったと思われる。

また、そのほかに同意書で日付の記入がないものや振込先口座通帳の写し、申請者本人確認書類の添付がないものが複数見られたので、適正な事務執行に努められたい。

#### 2. アンテナショップ運営業務委託について

令和5年4月1日付けで締結した、令和5年度平戸市物販型アンテナショップ運営業務委託および平戸市飲食型アンテナショップ運営業務委託において、受注者は店舗売上高に対する5%を乗じた額の売上歩合賃を発注者に支払うこととしているが、11月15日付けで、売上歩合賃を免除する契約変更願を受け、11月24日付けで当初契約を変更している。当初契約書や仕様書に売上歩合賃の支払い方法や時期など明記されておらず、変更契約までの支払いがなされていなかった。

変更契約で令和5年4月分に遡及し売上歩合賃を免除しているが、変更契約書に免除期間の記載がなかったため、契約にかかる重要事項については記載漏れがないように努められたい。

#### 3. 委託料の概算払について

委託料については、平戸市財務規則第66条第1項において概算払ができる経費とされ、同条第2項において、「委託料の概算払は、別に法令等に定めがある場合を除き、当該経費がその性質上概算払をもって支払をしなければならない理由を明らかにさせたうえ、適切な支払を行うものとする。」と規定している。

平戸市オンラインショップ管理運営業務委託ほか12件では、契約書には委託料の支払いは概算払とする旨が明記されているが、契約締結時、支出命令などに

「概算払をもって支払をしなければならない理由」の記載がなかった。また、令和4年度平戸市ECサイト「平戸商店」管理運営業務ほか3件の委託業務契約において、委託料の支払方法について契約書に定めのない、上半期（4～9月）と下半期（10～3月）の2回に分けた概算払がなされていたことから、関係例規に基づき、適正な事務執行に努められたい。

## 【意見】

### 1. 平戸市創業支援事業補助金について

平戸市創業支援事業補助金交付要綱第7条（交付申請）及び第8条（実績報告）において、事業計画書及び事業実績書を規定しており、様式は同じ第3号としている。

しかしながら、実績報告書においては、「事業着手予定年月日」や「事業開始予定年月日」、「動機」や「雇用計画」などは不要な事項と思われることから、様式を精査し、当補助金交付による実績がわかる報告書となるよう見直しを検討されたい。

### 2. 平戸市地域購買力回復事業について

令和4年度平戸市地域購買力回復事業「第3弾ひらどプレミアム商品券」業務委託において、商品券の作成、販売・管理などの業務に商品券のプレミアム分を含んだ見積書が提出されていた。しかしながら、プレミアム部分については、金銭の預け金的な性質であると考えられることから、同様の事業を行う場合においては、見積徴取は、実質的な業務を行うための業務仕様書とし、プレミアム分については、契約書に商品券販売実績に応じた支払いを行う条項を入れるなど検討されたい。

## ■こども未来課

### 【指導事項】

#### 1. 小児発達検査器具等の譲渡について

令和4年度に県北振興局から無償譲渡された小児発達検査器具等9品について、平戸市物品管理規則に規定された検収及び備品登録がなされていなかった。同規則に基づき適正な事務処理に努められたい。

#### 2. 契約事務について

令和4年度幼児健康診査事業において備品購入を行っていたが、契約書様式が工事請負に関する様式を使用していたので適正な物品売買契約書の作成に努められたい。また、随意契約による公用車車検見積りに対し価格決定を行っていたが、車検整備の見積項目に差異があるものがあったので、見積合わせの際には十分に確認されたい。

そのほかの契約において、執行伺、契約締結伺等に不備が多数見られたので、関係規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。

#### 3. 委託料の前金払について

委託料については、地方自治法施行令第163条第2号において前金払ができる経費とされ、平戸市財務規則第67条第2項において、「委託料の前金払は、別に法令等に定めがある場合を除き、当該経費がその性質上前金払をもって支払をしなければならない理由を明らかにさせたうえ、適切な支払を行うものとする。」と規定している。

平戸市子ども・子育て利用者支援事業（基本型）業務委託契約書第10条及び仕様書第14条において、委託料は前金払としているが、執行伺や契約締結伺などにおいて前述の「前金払をもって支払をしなければならない理由」の記載がなかった。関係例規に基づき、適正な事務執行に努められたい。

### 【意見】

#### 1. 補助金交付申請及び交付決定時期について

平戸市保育会運営事業補助金において、11月に平戸市保育会会長に対し交付申請書の提出依頼を行い、12月に申請書が提出され交付決定をしていた。補助金の申請にあっては、年間を通じた研修会等が行われていることから、年度当初の事業開始までに申請書を收受し交付決定されたい。

また、平戸市保育所等障害児保育事業補助金、平戸市保育所等発達促進保育特別対策事業補助金、平戸市保育所等小学校低学年児童受入事業補助金についても同時期に交付決定がなされていた。